

労働者派遣法にもとづくマージン率等の情報提供

事業年度（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）

①	派遣労働者の数	0 人（6/1 現在において労働者派遣していた労働者数）
②	派遣先の数	0 件（事業年度におけるの総数）
③	マージン率	－％（（⑤－⑥）÷ ⑤）
④	教育訓練に関する事項	相談窓口：総務部 教育訓練：安全教育、情報セキュリティ教育、各種技術育、資格取得教育
⑤	労働者派遣に関する料金額の平均額	－円（1 日 8 時間あたり換算）
⑥	派遣労働者の賃金額の平均額	－円（1 日 8 時間あたり換算）
⑦	その他	マージン率には以下が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険料（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等） ・ 福利厚生費（有給休暇、健康診断等） ・ 教育研修費（講習受講費用、資格取得費用等） ・ 会社運営費（採用、営業、人件費、賃料などの諸経費） ・ 営業利益

以上